



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年5月頃までに施行が予定される「情報流通プラットフォーム対処法」（改正前の通称：プロバイダ一責任制限法）の概要および近時公表された議決権行使助言会社の助言方針についてご紹介します。

◆プロバイダ責任制限法の改正

近年、誹謗中傷や個人情報の無断公開など、ネット上のトラブルが社会問題化しています。こうしたトラブルに対処するため、従前、いわゆるプロバイダ責任制限法が定められていましたが、同法の規制を強化する形で、令和6年5月17日、「**特定電気通信による情報流通で発生する権利侵害等対処法**」（**情報流通プラットフォーム対処法**）が可決され、公布されました。

なお、施行日は公布日から1年を超えない日とされています。

1. 対象となる事業者

同法は、大規模特定電気通信役務提供者（大規模プラットフォーム事業者）に、「**対応の迅速化**」と「**運営状況の透明化**」を義務付けています。

こうした事業者に該当するか否かの基準は、総務省令で定められることになっていますが、「**平均月間発信者数**」または「**平均月間延べ発信者数**」によって判定されます。

典型的には、大規模なSNSや匿名掲示板の運営事業者等が想定されています。

2. 大規模プラットフォーム事業者の義務

大規模プラットフォーム事業者には、次の通りの義務が課されることになります。

- (1) 総務大臣に対する届出
- (2) 被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表
- (3) 侵害情報に係る調査の実施
- (4) 侵害情報調査専門員の専任・届出
- (5) 送信防止措置の申出者に対する通知
- (6) 送信防止措置の実施に関する基準等の公表
- (7) 送信防止措置を講じた場合の発信者に対する通知等
- (8) 送信防止措置の実施状況等の公表

3. 勧告・罰則

総務大臣は、一定の規定に違反した場合、その違反を是正するために必要な措置を講ずることができ、**事業者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかった場合には、措置を講ずべきことを命じることができます。**

その上で、事業者が同命令に違反した場合には、1年以下の拘禁刑が科されます。

＊

◇議決権行使助言会社の動向

議決権行使助言業者大手のグラスルイスは、本年度の議決権行使助言方針を公表しました。特に目新しい基準が導入されたわけではありませんが、ご紹介致します。

1. ジェンダーダイバーシティ

従前より、プライム市場上場会社について少なくとも10%以上に性別の多様性がない場合には反対投票推奨の対象としていましたが、これを引き上げ、**令和8年1月以降、多様な性別の取締役を20%以上求める**とのことです。引き上げ対象となるのは「役員」ではなく「取締役」に限るとのことです。

なお、従前は、役員の10%以上という基準を満たさない会社であっても、今後の改善計画や取り組みなどが開示情報において確認できる場合には例外的に反対投票を控えるという基準も設けられていましたが、この**例外規定の適用が停止**される予定ですので、基準を満たさない場合には一律反対投票になると予測されます。

2. 取締役会構成

令和7年1月以降、**取締役会または監査役会の社外取締役または社外監査役全員の在任期間が連続して12年以上の場合、監査役会設置会社または監査等委員会設置会社では取締役会議長、指名委員会等設置会社では指名委員会の委員長の選任に反対投票を推奨する**とのことです。

なお、他の議決権行使助言会社であるISSも在任期間が12年以上の社外監査役及び監査に関与する社外取締役に選任議案に反対投票を推奨するとしています。

（弁護士友成、弁護士門屋）

法務トピックス

◆改正貨物自動車運送事業法(令和7年4月1日施行)

配送需要の増加により、貨物軽自動車を使用した運送業が急速に拡大するなか、**貨物軽自動車運送事業における安全対策が強化**されます。①各営業所ごとに**貨物軽自動車安全管理者の選任**と、その講習受講の義務化、②業務記録や事故記録の作成・保存のルール厳格化、③国土交通大臣への**事故報告の義務化**、④特定運転者への指導・適正診断の受診の義務化等が定められています。詳細は国土交通省のHPをご参照下さい。